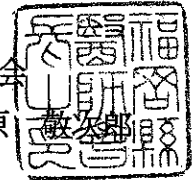


福岡県医発第2335号（保）

平成15年 3月28日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 関 原



平成15年度生活保護法による出産扶助の取扱いについて

平成15年度生活保護法による出産扶助について、生活保護基準の改正により、別紙のとおり改正するとの通知が、福岡県保健福祉部よりありましたので、関係機関へ周知方よろしくお願い申し上げます。

14監保第5号の19
平成15年 3月20日

福岡県医師会長 殿

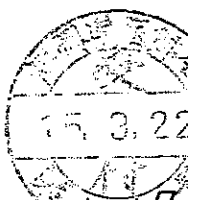
福岡県保健福祉部長
(監査保護課医療・電算係)



平成15年度生活保護法による出産扶助の取扱いについて（通知）

生活保護法の運営に当たっては、平素からご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成15年度生活保護法による出産扶助については、生活保護基準の改正に伴い、別紙のとおり改定しますのでよろしくお願いします。



生活保護法による出産扶助の取り扱い(15. 4. 1)

1 北九州市・福岡市で出産した場合について

NO. 1

1 基準額	施設分べん 149,000 円以内 (特別基準 240,000 円以内)	
	居宅分べん 204,000 円以内	
2 加算 (1)入院料	ア 病院、診療所での分べん 6 日入院の場合 113,220 円以内 7 日入院の場合 132,090 円以内 8 日入院の場合 150,960 円以内	イ 助産師等、助産施設での分べん 6 日入院の場合 53,280 円以内 7 日入院の場合 62,160 円以内 8 日入院の場合 70,690 円以内
(2)衛生材料費	5,200 円以内	5,200 円以内
3 施設分べん 出産扶助の合計 (基準+入院料 +衛生材料費)	ア 病院、診療所での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 267,420 円以内 358,420 円以内 7 日入院 286,290 円以内 377,290 円以内 8 日入院 305,160 円以内 396,160 円以内	イ 助産師等、助産施設での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 207,480 円以内 298,480 円以内 7 日入院 216,360 円以内 307,360 円以内 8 日入院 224,890 円以内 315,890 円以内
4 居宅分べん	基準額 204,000 円以内 (特別基準 240,000 円以内)	衛生材料費 5,200 円以内
	合 計 209,200 円以内 (特別基準 245,200 円以内)	
5 異常分べん	分べん料 施設分べん基準額 149,000 円以内 (特別基準 240,000 円以内) 衛生材料費 5,200 円以内 合 計 154,200 円以内 (特別基準 245,200 円以内) 入院料、手術料等は医療扶助を適用する。(別冊問答集 問277参照)	
6 人工妊娠中絶	医療扶助により行い、出産扶助は適用しない。ただし、妊娠4か月以上で正常分娩と同様な 介助等が必要な場合、必要な範囲内で出産扶助を適用する。(別冊問答集 問278参照) 施設分べん基準額 149,000 円以内 (特別基準は適用しない) 衛生材料費 5,200 円以内	

〈参 考〉 入 院 料 算 定 基 礎 (単位:点) (15年度変更なし)

病院、診療所	一般病棟入院基本料	一般病棟初期加算 (14日以内)	地 域 加 算	療養環境 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数 (1日当たり)
	Ⅰ 群 1 1,209	452	9	25	192	1,887
	Ⅰ 群 2 1,107					
	Ⅰ 群 3 939					
	Ⅰ 群 4 842					
	Ⅰ 群 5 783					

助産師等、 助産施設	有床診療所入院基本料	有床診療所初期加算		地 域 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数(1日当たり)	
		7日以内	8~14日以内			7日以内	8~14日以内
	Ⅰ 群加算 504	223	188	9	152	888	853
	Ⅰ 群 1 489						
	Ⅰ 群 2 456						
	Ⅰ 群 3 415						

- (注)① 病院・診療所の算出基礎は「Ⅰ 群 1」を適用している。
② 助産師等、助産施設の算定基礎は「Ⅰ 群 加算」を適用している。

生活保護法による出産扶助の取り扱い(15. 4. 1)

2 久留米市・飯塚市で出産した場合について

NO. 2

1 基準額	施設分べん 149,000 円以内 (特別基準 240,000 円以内)	
	居宅分べん 204,000 円以内	
2 加算 (1)入院料	ア 病院、診療所での分べん 6 日入院の場合 112,980 円以内 7 日入院の場合 131,810 円以内 8 日入院の場合 150,640 円以内	イ 助産師等、助産施設での分べん 6 日入院の場合 53,040 円以内 7 日入院の場合 61,880 円以内 8 日入院の場合 70,370 円以内
(2)衛生材料費	5,200 円以内	5,200 円以内
3 施設分べん 出産扶助の合計 (基準+入院料 +衛生材料費)	ア 病院、診療所での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 267,180 円以内 358,180 円以内 7 日入院 286,010 円以内 377,010 円以内 8 日入院 304,840 円以内 395,840 円以内	イ 助産師等、助産施設での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 207,240 円以内 298,240 円以内 7 日入院 216,080 円以内 307,080 円以内 8 日入院 224,570 円以内 315,570 円以内
4 居宅分べん	基準額 204,000 円以内 (特別基準 240,000 円以内) 衛生材料費 5,200 円以内 合 計 209,200 円以内 (特別基準 245,200 円以内)	
5 異常分べん	分べん料 施設分べん基準額 149,000 円以内 (特別基準 240,000 円以内) 衛生材料費 5,200 円以内 合 計 154,200 円以内 (特別基準 245,200 円以内) 入院料、手術料等は医療扶助を適用する。(別冊問答集 問277参照)	
6 人工妊娠中絶	医療扶助により行い、出産扶助は適用しない。ただし、妊娠4か月以上で正常分娩と同様な 介助等が必要な場合、必要な範囲内で出産扶助を適用する。(別冊問答集 問278参照) 施設分べん基準額 149,000 円以内 (特別基準は適用しない) 衛生材料費 5,200 円以内	

〈参 考〉 入 院 料 算 定 基 礎 (単位:点) (15年度変更なし)

病院、診療所	一般病棟入院基本料	一般病棟初期加算 (14日以内)	地 域 加 算	療 養 環 境 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数 (1日当たり)
	Ⅰ群 1 1,209	452	5	25	192	1,883
	Ⅰ群 2 1,107					
	Ⅰ群 3 939					
	Ⅰ群 4 842					
	Ⅰ群 5 783					

助産師等、 助産施設	有床診療所入院基本料	有床診療所初期加算		地 域 加 算	食事療養費	適用合計点数(1日当たり)	
		7日以内	8~14日以内			7日以内	8~14日以内
	Ⅰ群加算 504	223	188	5	152	884	849
	Ⅰ群 1 489						
	Ⅰ群 2 456						
	Ⅰ群 3 415						

- (注)① 病院・診療所の算出基礎は「Ⅰ群 1」を適用している
② 助産師等、助産施設の算定基礎は「Ⅰ群 加算」を適用している。

生活保護法による出産扶助の取り扱い(15. 4. 1)

3 北九州市・福岡市・久留米市・飯塚市を除いた地域で出産した場合について

NO. 3

1 基準額	施設分べん 149,000 円以内 (特別基準 240,000 円以内) 居宅分べん 204,000 円以内	
2 加算 (1)入院料	ア 病院、診療所での分べん 6 日入院の場合 112,680 円以内 7 日入院の場合 131,460 円以内 8 日入院の場合 150,240 円以内	イ 助産師等、助産施設での分べん 6 日入院の場合 52,740 円以内 7 日入院の場合 61,530 円以内 8 日入院の場合 69,970 円以内
(2)衛生材料費	5,200 円以内	5,200 円以内
3 施設分べん 出産扶助の合計	ア 病院、診療所での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 266,880 円以内 357,880 円以内 7 日入院 285,660 円以内 376,660 円以内 8 日入院 304,440 円以内 395,440 円以内	イ 助産師等、助産施設での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 206,940 円以内 297,940 円以内 7 日入院 215,730 円以内 306,730 円以内 8 日入院 224,170 円以内 315,170 円以内
(基準+入院料 +衛生材料費)		
4 居宅分べん	基準額 204,000 円以内 (特別基準 240,000 円以内) 合計 209,200 円以内 (特別基準 245,200 円以内)	衛生材料費 5,200 円以内
5 異常分べん	分べん料 施設分べん基準額 149,000 円以内 (特別基準 240,000 円以内) 衛生材料費 5,200 円以内 合計 154,200 円以内 (特別基準 245,200 円以内) 入院料、手術料等は医療扶助を適用する。(別冊問答集 問277参照)	
6 人工妊娠中絶	医療扶助により行い、出産扶助は適用しない。ただし、妊娠4か月以上で正常分娩と同様な 介助等が必要な場合、必要な範囲内で出産扶助を適用する。(別冊問答集 問278参照) 施設分べん基準額 149,000 円以内 (特別基準は適用しない) 衛生材料費 5,200 円以内	

(参 考) 入 院 料 算 定 基 礎 (単位:点) (15年度変更なし)

病院、診療所	一般病棟入院基本料		一般病棟初期加算 (14日以内)	地 域 加 算	療養環境 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数 (1日当たり)
	Ⅰ 群	Ⅱ 群					
	1	1,209	452		25	192	1,878
	2	1,107					
	3	939					
	4	842					
	5	783					

	有床診療所入院基本料		有床診療所初期加算		地 域 加 算	食事療養費	適用合計点数(1日当たり)	
	Ⅰ 群	Ⅱ 群	7日以内	8~14日以内			7日以内	8~14日以内
助産師等、 助産施設	加算	504	223	188		152	879	844
	1	489						
	2	456						
	3	415						

- (注)① 病院・診療所の算出基礎は「Ⅰ 群 1」を適用している
 ② 助産師等、助産施設の算定基礎は「Ⅰ 群 加算」を適用している。